

室町幕府による猿楽支配とその背景

五 島 邦 治

一 室町殿における観世座の独占

応安七年（一三七四）の観阿弥による今熊野猿楽が將軍足利義満によって認められて以来、猿楽は次第に幕府の武家儀礼の中に取り入れられていった。現存する武家儀式書群はおよそ十六世紀の初頭に相次いで成立したものであるが、その中には観世座が室町殿における猿楽を独占しているさまがうかがわれる。さらにこの初頭に相次いで成立したものであるが、その中には観世座が室町殿における猿楽を独占しているさまがうかがわれる。さらにこの初頭に相次いで成立したものであるが、その中には観世座が室町殿における猿楽を独占しているさまがうかがわれる。さらにこの初頭に相次いで成立したものであるが、その中には観世座が室町殿における猿楽を独占しているさまがうかがわれる。さらにこの初頭に相次いで成立したものであるが、その中には観世座が室町殿における猿楽を独占しているさまがうかがわれる。

うした儀式書の示す内容が実際に成立したのは、諸記録とつき合わせてみると、およそ長禄（寛正年間（一四五七～六五））であることがわかる。

この長禄（寛正年間）は、嘉吉の乱後幼くして將軍となつた足利義政がようやく成人し、それにつれ幕府權力も管領から將軍へと移行した時期であった。とりわけ、將軍の乳母親である伊勢貞親は、寛正元年に政所執事となり、幕府權力の中核として機能している。さらに伊勢は前述の武家儀式書の成立そのものと深い関わりをもつっていた。すなわち、自身の權力機構のためそれを整備、利用したのである。そつしたなかで、伊勢と観世座の関係をみてみるなら、『大内問答』の中に、室町殿での猿楽は伊勢家方が差配するとするある記述が注意を引く。

元来室町殿での猿楽は隨時諸大名が自分の重用する猿楽をその差配のもとに舞わせることが多く、これを「奉行」とも「申沙汰」とも称していた。ところが長禄（寛正年間）の観世独占体制の

成立期以降、室町殿の猿楽においてこの「申沙汰」の人名を記す記録例がほとんどなくなってしまった。これは猿楽の興行が固定化したために、あえて「申沙汰」の人名を記す必要がなくなったからであろう。つまり『大内問答』にあるように、室町殿における観世猿楽については、伊勢家がその「申沙汰」を行なう形式になっていたのではないか。

こうした眼で諸記録を検討してみると、実際に伊勢が観世猿楽の「申沙汰」をしているのではないかと考えられる例がいくつか存在する。さらに注目したいのは、伊勢自身の私的な場所でも観世座による猿楽が頻繁に行なわれていることである。こうした事実は、本来観世と伊勢が親密な関係にあつたことを推測させる。

『公方様正月事始之記』によると正月行事の松囃子で、観世は将軍正室から伊勢夫妻の手を介して服を賜うことになつていた。ここでは儀式そのものの中に、將軍—伊勢—観世という関係が含まれているのであって、嘉吉の乱以降、一時困窮状態にあつた観世に助力を与えた伊勢が、幕府儀式を整備する中で観世猿楽を導入したものであろう。

二 幕府による猿楽支配の構造

しかし幕府は観世座以外の他の猿楽座に対してもどのような態度をとつたのであるか。幕府は観世座による寛正五年の糺河原勧進猿楽に先立つて、他座から騒謡を引き抜き、観世座の強化を計つてゐる。さらに文明年間後半には、金剛四郎次郎をはじめ、金春座の日吉源四郎や森菊弥七郎を観世座に召し加えるよう、観世大夫を介して命じている。こうした処置はあくまで当面する猿樂興行のための臨時のものだったと推察されるが、幕府が観世座の範囲を超えて他の猿楽座にまで強制権をもちえた根拠はどこに

あつたのであらうか。

この事実は、同時期に声聞師系の小犬猿楽が、観世・金春の訴訟を受けて洛中での勧進猿楽を禁じられたり、面を着用したために捕縛されている事実と表裏の関係にあるだろ。つまり小犬等の弱小猿楽を弾圧することによって、幕府から権益を保護される有力猿楽座の範囲があつたことになる。さらにこの範囲は、この支配構造が大和四座のひとつである観世座を介していることから、大和四座までが妥当だと考へるなら、同時期に丹波・近江・宇治猿楽が大和四座の傘下に入つて猿楽座の再編成が行なわれているという状況とも一致するであろう。つまり諸猿楽座は競つて大和四座の下に入ることによつて幕府の保護下に入ろうとしたのである。

逆に幕府は、観世座を通して諸猿楽座を管轄するという消極的な方法しかとらなかつたのだが、こうした支配は、将軍義持以来の南都渡御の際の四座猿楽、室町殿で行なわれた多武峰様猿楽を通じて慣習的に確立してきたものであつただろう。

三 猿楽座の均質性と自律性

將軍の命によつて観世座に他座の役者を召し加えるという事態は、そうした猿楽者を供給する諸猿楽座が武家社会の上層に活躍している状況を想定しなければならない。さらに諸猿楽座が文化的な均質性（共通性）をもつていなければ、他座の役者を観世座に組み入れること自体が不可能になつてしまふ。そこで観世座の独占体制と幕府の支配は、他の諸猿楽座のどのような動向のものでなされたのかをみる必要がある。

猿楽は本来的に権力者志向をもつていたが、観阿弥の今熊野猿

樂の成功以来、それは武家志向であつた。大和猿楽のうちもつとも親興福寺の立場をとつてゐた金春氏・元が文明十二年に死んだとき、大乗院の尋尊が「當道コノ者マデ也」と嘆いてゐるのはそれを端的に表現してゐる。さらにこのような猿楽の武家志向を支えていた背景として、この時代の座敷舞・謡の流行についても考えねばならない。

こうした諸猿楽座の武家社会での具体的な活躍ぶりをみてみると、たとえば金春座は、禪竹については一條兼良や僧正徹等との交流が指摘され、幽玄な能を作つたことで観世元重と対比されている。しかし金春座は観世座が室町殿での猿楽を独占する以前に、室町殿での演能を遂げ、武家社会ですでに実績をもつていた。むしろ観世座によつて室町殿から排除されたとみるべきであろう。また禅竹の子氏元は、奈良に住居をもちながら、京都との間をたびたび往反している。また応仁の乱の最中に、西陣に祇候しているのは、東陣の観世に対抗するものであろう。

この他、宝生は山名家、金剛は赤松家、矢田は観世座の脇として将軍家、日吉は京極破管の多賀家、といったように、多くの諸猿楽座がかなりの自律性をもつて武家社会の上層に祇候し、猿楽の需要に応えていたのである。しかしこの自律性はむしろ武家社会といふ彼らの保護者の共通性を基盤とした文化の均質性のうえに成り立つてゐたとみるべきであろう。そして観世座を含めた諸猿楽座は私的な奉公によって有力武家と結びついていたのであるが、その個人の技能に関わる奉公が実は熾烈な競合関係にあつたことも、他座から観世座への引き抜きや、諸猿楽座の大和四座への再編化の事実から容易に想像することができよう。